

平成23年1月17日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成23年度税制改正（案）

法人税・贈与税の減税、給与所得・相続税の課税強化

平成23年度の与党の税制改正大綱が昨年12月に決定されました。ねじれ国会で政局の紆余曲折が予想されますが、予算成立の関係で大筋はこのままで行くものと思われまます。改正案の主なものを取上げてみました。

◆法人税課税

- ① 法人税率の引下げ：現行30%⇒25.5%へ 中小法人軽減税率：現行18%⇒15%へ
- ② 欠損金の繰越控除繰越期間：現行7年⇒9年に延長
- ③ 雇用促進税制創設：従業員のうち雇用保険一般被保険者が前年度に比べ10%以上かつ5人（中小は2人）以上増加した場合に増加1人当たり20万円の税額控除
- ④ 減価償却の見直し：現行250%定率法⇒200%定率法へと償却年数の短縮

◆個人所得税課税

- ① 給与所得控除の見直し：給与収入1,500万円超の場合の給与所得控除額245万円が上限。
- ② 役員給与所得控除見直し：給与収入2,000万円超から徐々に245万円の控除額を減らし給与収入4,000万円を超えると125万円が上限。
- ③ 勤続年数5年以下の法人役員退職金については2分の1課税を廃止。
- ④ 成年扶養控除の縮減：給与収入568万円から段階的に縮減し、給与収入689万円以上の納税者については控除を廃止。
- ⑤ 年金所得者の申告手続き負担の軽減：公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の所得金額が20万円以下の者について申告不要制度を創設する。

◆相続税課税

- ① 基礎控除額の引下げ『5,000万円+1,000万円×法定相続人』を5,000万円を3,000万円へ1,000万円を600万円へと4割縮小。
- ② 最高税率 現行50% ⇒ 55%へ
- ③ 死亡保険金非課税枠『500万円×法定相続人』を500万円×次のいずれかの法定相続人へ
イ：未成年者 ロ：障害者 ハ：相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者
- ④ 未成年者控除・障害者控除額の引上げ 現行1年当たり6万円 ⇒ 10万円へ

◆贈与税課税

- ① 20歳以上の直系卑属（子・孫・甥・姪等）への贈与税率の緩和。
- ② 相続時精算課税制度：贈与者の年齢を65歳から60歳以上に引下げ。受贈者に20歳以上の子に20歳以上の孫を追加。